

記 者 提 供 資 料
平成 29 年(2017 年)8 月 30 日
福祉政策室福祉総務課 T E L : 9 1 8 - 5 0 2 5 (多田 : 2202、浮田 : 2218)

災害時における要配慮者支援の充実について

～福祉避難所の指定及び福祉用具の供給について、新たに災害協定を締結～

1 目的、背景等

災害時に要配慮者が避難する福祉避難所の充実に向け、民間 4 法人と平成 29 年 3 月 11 日付で協定を締結し、6 施設を福祉避難所として指定したところであるが、各施設の受入人数に限りがあり、地域的にも限定されていることから、引き続き福祉避難所として指定する民間施設を拡充していく必要がある。

また、福祉避難所や福祉避難室における要配慮者への支援を実効性のあるものとするためには、要配慮者の支援に必要な物資、特に要配慮者の特性に応じた専門的な福祉用具、介護用品等の確保が不可欠である。

そのため、9 月 1 日の「防災の日」にあわせ、新たに民間 1 施設を福祉避難所として指定するとともに、福祉用具を扱う事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における要配慮者支援の充実を図る。

2 福祉避難所として指定する民間施設の拡充について

(1) 協定名

「災害発生時における要配慮者等福祉避難所の設置運営に関する協定」

(2) 協定締結の相手方

医療法人 双葉会 西江井島病院 (大久保町西島 653)

(3) 選定理由

- ① 江井島地区 (市中央南部) には福祉避難所がない。
- ② 市の病児・病後児保育事業を受託しているほか、江井島小学校及び幼稚園と災害時の行動マニュアルについて調整を図るなど、地域における災害対応に向けた取組を始めている。

(4) 協定概要

- ① 医療的看視を要する高齢者、障害者または乳幼児の受入及び日常生活上の支援
- ② 要請又は必要に応じ市職員を派遣
- ③ 福祉避難所の開設期間は原則 1 か月以内

3 福祉用具事業者との災害時応援協定の締結について

(1) 協定名

「災害発生時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」

(2) 協定締結の相手方

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

(3) 選定理由

- ① 全国組織であり、被災地以外の地域から支援を受けることができる。
(H29.8.23 現在 正会員 309 社、賛助会員 43 社、兵庫県内 27 社 48 事業所)
- ② 災害時応援協定の締結について実績がある。
(H29.8.31 現在 締結自治体数 99 ※兵庫県内の市町では初)
- ③ 専門事業者の団体であるため、様々な種類の福祉用具、介護用品について対応が可能。
- ④ 要配慮者の状態に応じた適正な提供ができているかどうか、専門の相談員等による福祉用具の適合確認の実施が可能。

(4) 協定概要

- ① 福祉避難所及び福祉避難室で要配慮者が使用する福祉用具等の供給及び貸与
- ② 福祉避難所及び福祉避難室への福祉用具等の運搬
- ③ 福祉用具専門相談員による適合確認